

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和8年4月8日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500228 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2600001 号

## 第 1 結論

昭和 53 年 8 月 21 日から昭和 59 年 1 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 8 月 21 日から昭和 59 年 1 月 1 日まで

私が A 市に住んでいた 31 歳の時の昭和 55 年 6 月か 7 月頃、A 市役所国民年金課から手書きのハガキが届き電話をすると、昭和 53 年分から遡って国民年金保険料を納めなければならぬので手続きに来るように言われ、A 市役所 1 階の国民年金課で手続きをした。その際に持参した現在持っている年金手帳に年金番号 (\*) が記され、「後で納付書が送られてきますので納付してください。」とだけ言われた。その後 3 か月おきに郵送された納付書により郵便局で国民年金保険料を納付したが、その記録が消えているため、調査の上、請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 市及び日本年金機構の回答並びに請求者の国民年金の記号番号の前後に近接する任意加入被保険者の国民年金の資格取得年月日から、請求者は、昭和 55 年 6 月又は 7 月頃ではなく、昭和 59 年 6 月に国民年金への加入手続きを行い、国民年金の記号番号 (\*) が払い出されたと推認される。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の国民年金の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるが、A 市及び日本年金機構は、請求者に前述の記号番号以外の番号が払い出されたことは確認できない旨回答しており、当局においても、国民年金手帳記号番号払出簿 (\* (S55. 4. 3 払出) から \* (S55. 9. 7 払出) まで) を確認したが、請求者の氏名は見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者が国民年金の加入手続きを行ったと推認される昭和 59 年 6 月時点においては、請求期間のうち、昭和 53 年 8 月から昭和 57 年 3 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、保険料に関する納付記録の欄は、昭和 59 年 1 月分から同年 3 月分までの欄に「61. 4. 30」、同年 4 月分から同年 6 月分までの欄に「61. 7. 31」と記録されるなど、請求期間直後の期間について、昭和 61 年 4 月以降に 3 か月分ずつ納付されたことは確認できるものの、請求期間については空欄とされており、国民年金保険料が納付された形跡はない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500233 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2600001 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 4 年 1 月 7 日

請求期間に係る賞与については、賞与支払届が厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後提出されたため、保険給付の対象とならない記録とされているので、対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者に係る令和 4 年度賃金台帳及び令和 4 年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求期間の賞与に係る総支給金額は「50,000」と記載されていることから、請求者は、同社から請求期間において 5 万円の賞与を支給されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の賞与から厚生年金保険料を控除していたと認められる場合とされている。

しかしながら、A 社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除していない旨回答しており、前述の令和 4 年分給与所得に対する源泉徴収簿においては、請求期間の賞与に係る社会保険料等の控除額は「0」と記載されているところ、当該源泉徴収簿に記載された令和 4 年分の社会保険料等の控除額の合計は、請求者の住所地である B 市が提出した請求者に係る令和 5 年度（令和 4 年分）所得照会回答書及び A 社を支払者とした給与支払報告書（個人別明細書）における社会保険料等の金額と一致していることから、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。